

令和2年度

保育士修学資金 貸付制度

申し込みのしおり

募集要項

目 次

P.3 保育士修学資金貸付制度の概要

P.5 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

P.6 申し込みから返還免除までの流れ

P.7 Q & A

P.9 募集要項

P.17 申請様式等

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付制度とは

保育士資格取得のために、保育士養成施設で学ぶ学費を貸付する制度です。卒業後1年以内に保育士登録をして、茨城県内の保育所等の指定施設で、保育士業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除されます。



保育士修学資金貸付制度の概要

1 目的

保育士養成施設（以下、「養成施設」という）に在学する方に、修学資金を貸付け修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付対象

貸付対象者は、保育士養成施設に在学（正規の履修期間であること）し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等で保育士としての業務に従事する意思のある方で、成績が優秀で家庭の経済状況等から、修学資金の貸付けを必要とする次の（1）から（3）のいずれかに該当する方です。

ただし、他の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他の公的な貸付制度による修学資金等を借受けていない方に限ります。

- (1) 茨城県内に住民登録をしている
- (2) 茨城県内の養成施設に在学している者（ただし、通信課程は除く）
- (3) 茨城県外の養成施設に入学するために住民登録を異動した者で前年度に茨城県に住民登録していた

3 貸付額等（無利子）

■修学資金 月額 50,000円以内（原則2年間）
総額 1,200,000円以内

■入学準備金 200,000円以内（初回の貸付時）
※新入生のみ・入学年度に限る

■就職準備金 200,000円以内（最終回の貸付時）
※申請日現在において、【表1】の施設にて就業中の方は、対象となりません。

※入学準備金、就職準備金単独では貸付けできません。

その他、生活費加算制度があります。

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方は、上記の貸付内容に加えて生活費の一部として費用を加算することができます。加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。加算額について貸付決定後、貸付期間中に加算額の変更はできません。※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

4 連帯保証人

連帯保証人（日本国籍を有する者、又は永住者）が1名必要です。申請者が未成年者の場合は、法定代理人（父または母）を連帯保証人としてください。

5 申込み・貸付決定

養成施設長の推薦を受け、茨城県社会福祉協議会に養成施設をとおしてお申込みください。茨城県社会福祉協議会は、申込み内容を審査し、貸付の可否を決定します。

6 返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等の業務従事施設において、引き続き5年間（過疎地域においてまたは中高年離職者の場合は3年間）保育士としての業務に従事したときは貸付金の返還が免除になります。

7 返還

返還免除の要件を満たさなくなった場合は返還となります。
貸付期間の2倍に相当する期間内に返還していただきます。返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年利子5%を徴収します。

8 返還猶予

次の（1）から（3）の場合、貸付金の返還が猶予されます。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除した後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- (2) 県内の指定施設において、保育士の業務に従事しているとき
- (3) 保育士の業務に従事している間に、災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき

9 その他

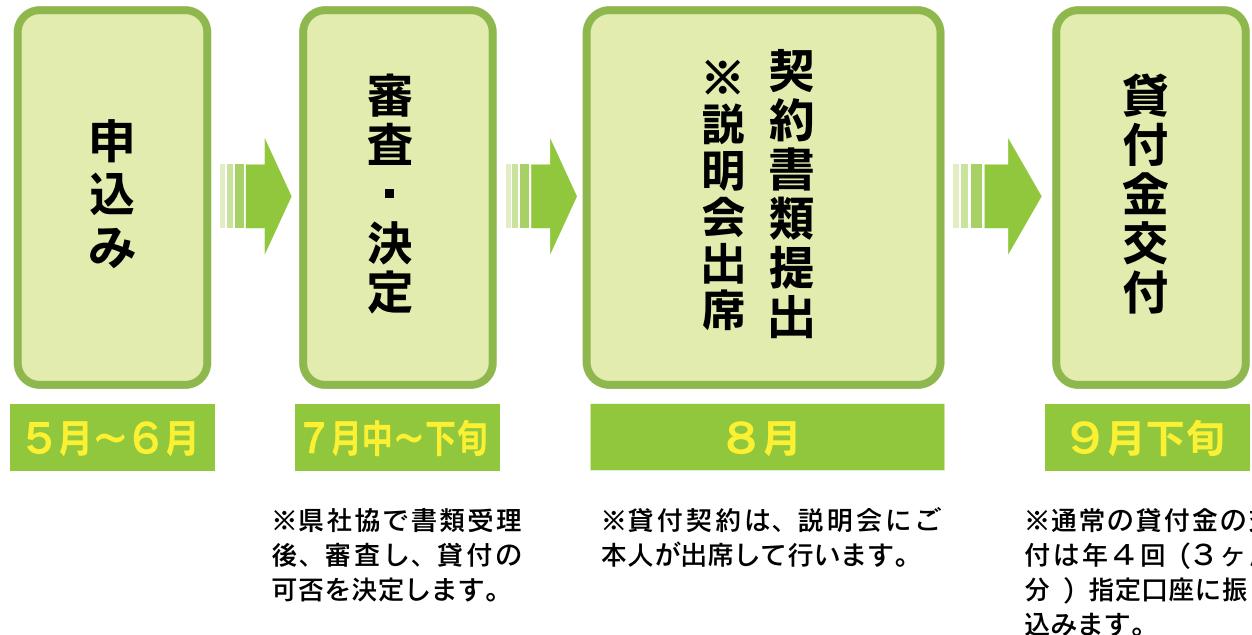
貸付制度の詳細については、保育士修学資金貸付の決定後、貸付契約を行う説明会でご説明させていただきます。

説明会については、**貸付決定者（申請者本人）が必ず出席**してください。

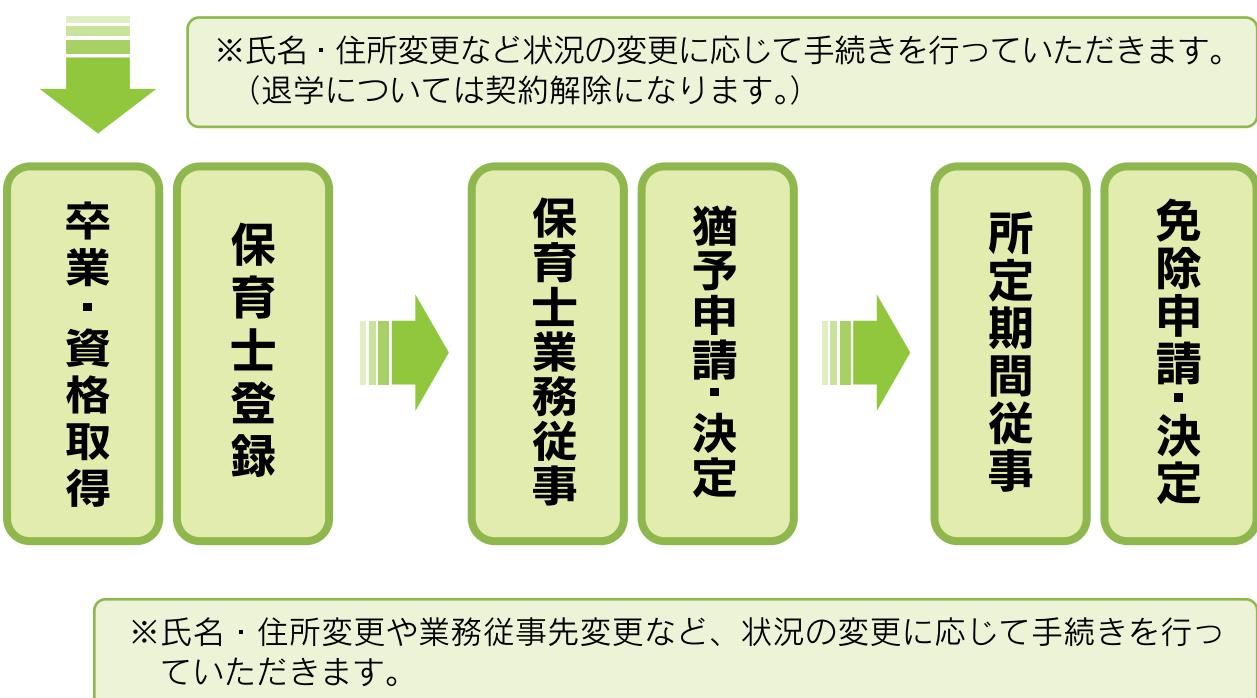
【表1】返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

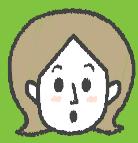
区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設 肢体不自由児施設「整肢療護園」 重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第7条	保育所／幼保連携型認定こども園／助産施設／乳児院／母子生活支援施設／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであつて、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア) 第59条の2の規定により届出を出した施設 イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ヲ) 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ヲ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であつて第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第2項に規定された、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
	第2条第6項	認定こども園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの	企業主導型保育事業
子ども・子育て支援法		

申し込みから返還免除までの流れ



養成施設に在学中は、在学証明書を提出





Q&A



Q. 申込みはどのようにするのですか。

A. 在学する指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）を通して申請して下さい。養成施設で募集要項を受け取り、定められた期間内に申込んで下さい。養成施設に募集要項がない場合は、養成施設に募集要項をお届けしますので、お手数をおかけしますが、茨城県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付担当（TEL 029-350-8366）までご連絡下さい。

Q. 連帯保証人になれるのは誰ですか。

A. 日本国籍を有する者又は永住者で、独立した生計を営む人です。申請者が未成年の場合は、法定代理人（父または母のどちらか）になります。
特別な事情等ある場合はご相談ください。

Q. 茨城県外の養成施設に入学しました。
Q. 修学資金の貸付けを申請できますか。

A. 茨城県内に住民登録がある人、または、養成施設に入学するため県外に引越しした場合で、入学の前年度まで茨城県に住民登録していた人は申請できます。
※養成施設を卒業後、保育士登録をして茨城県内で保育士として業務従事することも前提です。

Q. 養成施設の2年生ですが、申請できますか。

A. 正規の修学期間内であれば、2年生以降の方でも申請できます。留年等で在学期間が延長した場合は、申請できません。

Q. 日本学生支援機構の奨学金の申込をしていますが、
Q. 申請できますか。

A. 日本学生支援機構、銀行ローン等の利用をしていても申請は可能です。
他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している場合は貸付の対象とならない場合がありますのでご相談ください。

Q. 申請すれば必ず貸付してもらえますか。

A. 貸付を決定するには審査があります。貸付に必要な要件を満たしていない場合や、申請者多数の場合は、貸付できないことがあります。

【メモ欄】

令和2年度 保育士修学資金貸付 申請者募集要項

1 申請者募集期間

養成施設から茨城県社会福祉協議会への申請書等提出期間

令和2年5月1日（金）から6月1日（月）【必着】

【注意事項】

- 保育士修学資金の貸付け申請は、在学する養成施設においてとりまとめのうえ、茨城県社会福祉協議会へ一括して提出して下さい。
- 養成施設単位で申請内容、添付書類等に不備がある場合は受理できませんので、記載内容・添付書類を確認し、余裕をもって提出して下さい。

メモ

- ・養成施設へ学生さんが申請書類等を提出する期限

令和2年 月 日（曜日）

- ・提出先

2 貸付対象者（貸付申請できる人）

貸付の対象となるのは、保育士養成施設に在学する学生（令和2年度入学又は令和2年4月1日現在在学中（正規の履修期間内であること））で、卒業後1年以内に保育士登録し、茨城県内の保育所等で保育士としての業務に従事する意思を持ち、学業成績が優秀で家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者を対象として貸付を行います。

- (1) 茨城県内に住民登録をしている。
- (2) 茨城県内の養成施設に在学している。
(県外に住民登録していても申請可能)
- (3) 茨城県外の養成施設に入学するために県外に転居し、入学する前年度に茨城県内に住民登録していた。

※次のアからウに該当する場合は上記要件を満たしていても、貸付が認められません。

- ア 生活福祉資金の貸付を受けている場合
- イ 他の都道府県が実施している同様の保育士修学資金貸付を受けている場合
- ウ ハローワークが実施する高等職業訓練促進給付金を受けている場合

3 貸付期間

貸付期間は原則2年間です。

4 貸付金額（無利子）

貸付金は無利子で、次のとおり貸付上限額の範囲内で希望する金額を貸付けます。

貸付金の種類	貸付上限額	留意事項
修学資金	総額 1,200,000円 月額 50,000円	貸付期間は原則2年間
入学準備金	200,000円	令和2年度入学した学生対象（入学年度に限る）
就職準備金	200,000円	卒業年度の最終回に貸付 【表1】の施設にて就業中の場合は対象外
生活費加算	家賃相当額	生活保護世帯またはそれに準ずる世帯が対象

※入学準備金、就職準備金及び生活費加算は単独で貸付けできません。

5 申請手続

- (1) 申請に必要な書類等（次ページ【表2】参照）を揃え、養成施設に提出して下さい。
- (2) 養成施設において受理した申請書類を取りまとめ、推薦書を作成のうえ、申請期限の**令和2年6月1日（月）【必着】**までに茨城県社会福祉協議会へ提出して下さい。

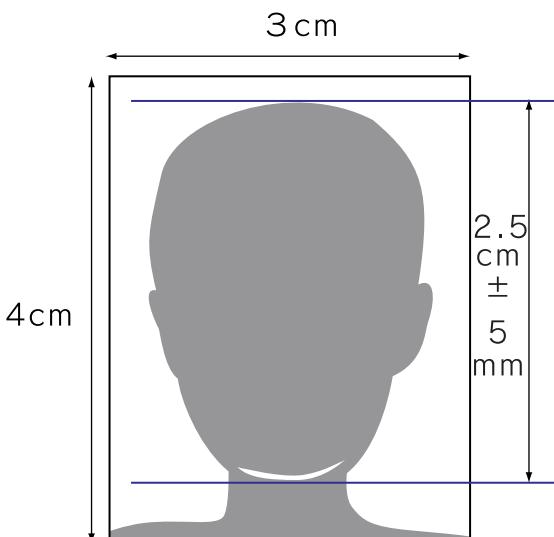
※ 修学資金貸付申請書、その他添付書類等に不備がある場合は、受理できません。記入もれ、記入誤りや必要な書類が揃っているかどうか、提出前に確認して下さい。

【表2】申請に必要な書類等

	申請に必要な書類等	注意事項
1	修学資金貸付申請書 (第1号様式)	①申請者記載欄は申請者本人の自筆により、かい書で丁寧に記入して下さい。また、申請者の認印を押印し、証明写真を添付して下さい。 ②連帯保証人（申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人であること）記載欄は、連帯保証人の自筆により、かい書で記入して下さい。また、連帯保証人の実印を捺印して下さい。
2	住民票謄本1通 <市町村長等が発行するもの> *申請者が単身世帯の場合は、生計維持者の世帯の住民票謄本1通と申請者世帯の住民票謄本1通合計2通必要	①3ヶ月以内に発行されたもの。 ②世帯全員が記載され、世帯主・続柄が記載されていること。 ③マイナンバーの記載は不要 ④在留資格（外国籍の方の場合）が記載されていること。
3	住民票に記載されている18歳以上の家族全員分の市町村民税課税額を証明する書類 <市町村長等が発行するもの>	①3ヶ月以内に発行されたもの。 ②申請者も含め住民票に記載されている18歳以上の家族全員分必要です。（発行日現在最新のもの） ※課税額が0円でも、課税証明書または非課税証明書等が必要です。
4	連帯保証人に関する証明書 (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書 (2) 連帯保証人の収入額を証明する次のいずれかの書類1通 ア 市町村長が発行する所得証明書 イ 源泉徴収票（原本）	・上記3の市町村民税課税額を証明する書類に連帯保証人の収入額が記載されている場合は省略することができます。
5*	連帯保証人が法定代理人であることの証明書*	・連帯保証人が法定代理人で、申請者と姓が異なる場合、申請者又は法定代理人の戸籍抄本等法定代理人であることを証明する書類が必要です。
6	推薦書（第4号様式）	養成施設が作成して下さい。
7	直近の学業成績証明書	在学中の養成施設での成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校の成績証明書
8*	奨学金等の給付を受けている証書等の写し*	※奨学金等の給付を受けている人のみ必要
9*	離職後2年以内であることを証明する書類（離職証明書等）1通*	※中高年離職者のみ必要
10*	生活保護受給証明書*	※生活費加算を申請するときに必要
11*	その他*	茨城県社会福祉協議会において必要と認める書類

*印(5、8、9、10、11)については該当者のみ提出

申請書の証明写真についての注意事項



<申請書に貼付する証明写真>

- 1 縁なしで、サイズは縦4センチメートル、横3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル）
- 2 申請者本人のみが撮影されたもの
- 3 提出の日付前6ヶ月以内に撮影されたもの
- 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

- ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの
- イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひつかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）
- ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの
- エ 平常時の相貌と著しく異なるもの

6 連帯保証人について

修学資金の貸付申請には、原則1名の連帯保証人が必要です。

<連帯保証人の要件>

- ・未成年者が貸付申請する場合は、必ず法定代理人（親権者・後見人）を連帯保証人としてください。
- ・日本国内に居住する日本国籍を有する者又は永住者で、独立した生計を営む成年であること。

<連帯保証人に該当しない事由>

- ・県社協から修学資金の貸付けを受けている場合や、債務整理中（自己破産等）の場合など。
- ・修学資金の借受人が相互に連帯保証人となることはできません。

<その他>

修学資金貸付申請書に直ちに法定代理人が記入、押印できない場合次のアからウの場合を除き、法定代理人が記入、押印できない特別な事情がある場合は、県社協へ相談してください。

- ア 法定代理人が海外赴任中等の場合（赴任先へ郵送する等により対応してください。）
- イ 未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人全員の記入、押印が必要です。
- ウ 法定代理人欄には、民法に定める親権者又は未成年後見人のみ記入が必要です。親権を持っていない人（離婚して親権者ではなくなった父又は母や祖父母）は該当しません。（戸籍抄本等により親権者を確認させていただく場合があります。）

※未成年後見人については、登記簿の提出が必要な場合があります。

7 審査

茨城県社会福祉協議会にて審査を行います。

不備や不足書類があった場合、茨城県社会福祉協議会から養成施設を通してご連絡します。定められた期日までに再提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めることはできませんので、ご注意下さい。

8 貸付決定

提出された申請書類等を審査のうえ貸付の可否を決定し、結果を申請者あて文書で通知します。また、養成施設に対しても審査結果を文書で通知します。

9 貸付契約（保育士修学資金貸付制度説明会への参加）

貸付決定後、申請者と茨城県社会福祉協議会との間で貸付契約を締結します。

必ず申請者である学生ご本人が、茨城県社会福祉協議会が開催する「令和2年度保育士修学資金貸付制度説明会」に出席し、貸付契約締結の手続きをして下さい。

また、貸付契約の締結には、申請者ご本人の実印、印鑑登録証明書及び貸付金の振込口座（ゆうちょ銀行を除く）が必要です。

10 令和2年度保育士修学資金貸付制度説明会について

説明会は、茨城県総合福祉会館（水戸市）にて行います。詳細は貸付決定の通知と一緒に文書にてお知らせします。

契約に必要な実印及び印鑑登録証明書

貸付契約は申請者である学生ご本人が契約手続きを行って下さい。

学生さんの実印及び印鑑登録証明書が貸付契約に必要となりますので、まだ、実印を登録していない方は、早めに市町村窓口で実印の登録を行い、説明会までに準備しておいて下さい。

市町村での登録から印鑑登録証明書の発行までに 10 日前後の時間がかかる場合があります。

11 貸付金の交付

貸付金は原則として年4回に分けて、指定された学生さん名義の口座へ振込みます。

ただし、令和2年度契約締結分の初回振込みについては、令和2年9月下旬に4月から9月までの2回（6ヶ月）分を一括で振込む予定です。

また、貸付けを行う全員に振込予定日のお知らせを送付します。

貸付金支払いスケジュール（予定）

送金時期	令和2年度契約締結分 令和2年度貸付金支払いスケジュール											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和2年9月下旬						令和2年12月下旬			令和3年3月下旬		
送金時期	令和2年度契約締結分 令和3年度貸付金支払いスケジュール											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和3年6月下旬			令和3年9月下旬			令和3年12月下旬			令和4年3月下旬		

12 契約解除

次の場合は修学資金貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

- (1) 申請者が貸付を辞退したとき
- (2) 養成施設を退学したとき
- (3) 学業成績不良により留年したとき（ただし災害、病気等やむを得ない事情がある場合はご相談ください。）
- (4) 虚偽又は不正な申請により貸付を受けたとき

13 貸付金の返還

修学資金は、契約解除や保育業務に従事しないなど返還免除事由に該当しない場合、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内（返還猶予された期間があるときは、この期間と猶予された期間を合算した期間内）に、月賦、半年賦の均等払い、もしくは一括払いの方法により返還していただきます。

なお、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年 5.0 パーセントの延滞利子が発生します。

14 返還免除について

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録し、保育士（又は保育教諭）として茨城県内の保育所等（5ページ【表1】参照）において引き続き5年間（県内の過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設入学時45歳以上でかつ離職後2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還債務が免除されます。

＜茨城県内の過疎地域＞

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、城里町のうち旧七会村にあたる地域、利根町

15 貸付後の手続き

貸付後も、養成施設在学中、卒業したとき、就職したとき等、返還免除となるまでの期間、毎年提出する書類や手続きがあります。詳細は、貸付契約時にご説明します。

様式集

～保育士修学資金貸付制度～

申請書類記入上の注意

申請書 記入例

チェックリスト

修学資金貸付申請書

推薦書

修学資金等辞退届

修学資金等借用証書

見本

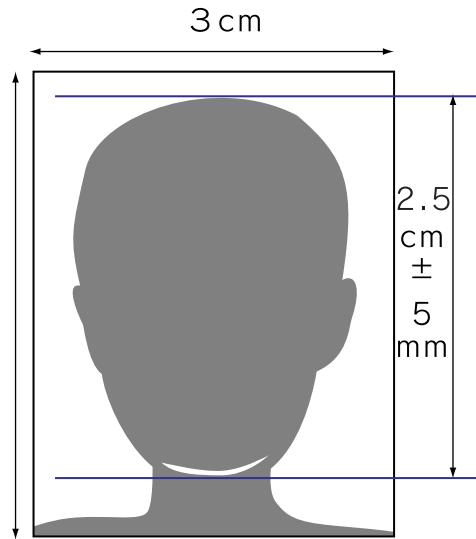
保育士修学資金等振込口座申込書

見本

※申込書類記入上の注意

- ①申請書は黒のボールペン・万年筆等で申請者が自筆（パソコン・代筆不可）で記入し、文字を訂正する際は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押し、空白の部分に書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、受理できません。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名及び連帯保証人の実印による捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、訂正箇所に二重線を引き、連帯保証人の実印を訂正印として押印し、空欄に正しい内容を記載して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ④氏名の漢字は住民票に記載された文字を使って下さい（略字は不可）。
- ⑤鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクションペン）を使用した場合、作成し直していただきます。

※申請書に貼付する写真についての注意事項



＜申請書に貼付する証明写真＞

1 縁なしで、サイズは縦4センチメートル、横3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル）

2 申請者本人のみが撮影されたもの

3 提出の日付前6ヶ月以内に撮影されたもの

4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの

イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）

ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの

エ 平常時の相貌と著しく異なるもの

※記載した内容を訂正する場合は、修正部分に二重線を引いて訂正印を押して下さい。

<記載例>

修学資金貸付申請書

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会会長 様
(申請日) 令和 2年 5月●●日

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会員として、本修学資金の貸付けを受けたので、関係書類を添え、
住民票原本に記載されているとおり記入（略字は不可）。

※申請者が誓書で丁寧に記入して下さい。
【申請者記入欄】

申請者氏名	社会 花子 印	性 男・女	申請日現在の年齢 生年月日 昭和(平成)○○年○月○日 年齢 18歳	縦4cm×横3cm (写真)
申請者住所	〒310-8586 茨城県水戸市千波町○○○○			住民票原本に記載されているとおり、正確に記入して下さい。アパート、マンション名等も記載して下さい。
養成施設の名称	●●短期大学	入学 平成(令和)2年4月	卒業予定 令和4年3月	申請者自身の電話番号

学部・学科・課程・コース名
卒業後の就労先
貸付申請期間
申請金額

① 修学資金 月額 50,000円×24箇月分=1,200,000円)
②入学準備金 (200,000円) (200,000円以内)
③就職準備金 (200,000円) (200,000円以内)
④生活費加算 () 円 (月額)
総額 ((①+②+③+④)) 1,600,000円

返還時期 令和4年4月から令和8年3月末まで
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況
返還方法

※申請者が誓書で丁寧に記入して下さい。
【例】
奨学生証のコピーなど
決定通知書のコピーなど

申請者の家族の状況	統柄 本姓 本姓 花子 氏名 18 歳 同居・別居 勤務先・学校 0円	統柄 父 本姓 太郎 氏名 50 歳 同居・別居 株式会社●●●● 185,500円	統柄 母 本姓 花 氏名 46 歳 同居・別居 ●●スーパー●●店 55,500円	統柄 祖母 本姓 梅 氏名 72 歳 同居・別居 なし 0円
※申請者が誓書で丁寧に記入して下さい。 【連帯保証人記入欄】				
上記の申請に対し、保育士修学資金の貸付が決定された場合、金の債務を負担します。 また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。				
連帯保証人の印鑑登録證明書 と同じ実印を押して下さい。				
※連帯保証人が誓書で丁寧に記入して下さい。 【連帯保証人記入欄】				
上記の申請に対し、保育士修学資金の貸付が決定された場合、金の債務を負担します。 また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。				
連帯保証人の印鑑登録證明書 と同じ実印を押して下さい。				
※連帯保証人の印は実印でお願いします。 ※連帯保証人の金額を記入して下さい。				

連帯保証人の所持証明書の給与収入(年金等含む)の金額を記入して下さい。

保育士修学資金申請チェックリスト

※提出書類と一緒に本チェックリストも養成校あて提出してください。

養成校等（学校名）

氏名

記載内容確認チェック

		内容	チェック	備考
1	第1号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	<input type="checkbox"/>	申請者 直筆 のこと
2		押印した	<input type="checkbox"/>	
3		期間と申請金額は正しい	<input type="checkbox"/>	
4		履歴欄・家族の状況等を記載した	<input type="checkbox"/>	
5	第1号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	<input type="checkbox"/>	連帯保証人 直筆のこと
6		すべて記入した	<input type="checkbox"/>	
7		押印した（実印です）	<input type="checkbox"/>	

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

提出書類チェック

		内容	チェック	養成校チェック	備考
1	第1号様式（修学資金貸付申請書）A3版		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	申請者の世帯全員の住民票（個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）※続柄は記載されていますか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	申請者の世帯全員（18歳以上）の発行日現在最新の市町村県民税課税証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	連帯保証人 所得証明書等 印鑑登録証明書		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5	連帯保証人が法定代理人であることの証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
6	推薦書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	養成校添付
7	成績証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	他の貸付金等がある場合はそれが確認できる書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
9	離職して2年以内であることが確認できる書類（中高年離職者として申込む場合）※1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
10	生活保護受給者証、または生活保護に順ずる経済状況が確認できる書類（生活費加算を申込む場合）※2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
11	その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ

※1 中高年離職者とは、入学時45歳以上で、離職して2年以内の方をいいます。

※2 詳細はお問い合わせください。

その他

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

第1号様式

修学資金貸付申請書

(申請日) 令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		※貸付番号及び貸付開始年月				(写 真) 縦4cm×横3cm
				年 月		
(フリガナ) 申請者氏名			性別	男・女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日		年齢 歳			
申請者住所	〒 一					
養成施設の名称			入学	平成・令和 年 月		
学部・学科・課程・コース名	(第 学年)		修業年限 年 箇月			
			卒業予定 令和 年 月			
卒業後の就労先	(希望・内定)					
貸付申請期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで (箇月)					
申請金額	① 修学資金 月額 円 × 箇月分 = (月額50,000円以内) 計 (円)					
	② 入学準備金 (円) (200,000円以内) ③ 就職準備金 (円) (200,000円以内) ④ 生活費加算 (円) (月額 円) × 箇月分					
	総額 (①+②+③+④) 円					
返還時期	令和 年 月 から 令和 年 月 まで					
返還方法	月賦・半年賦・一括					
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	<input type="checkbox"/> 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 <input type="checkbox"/> 借用中 <input type="checkbox"/> なし					

申請者の履歴・賞罰等	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。				
申請者の家族の状況	続柄	氏 名		年齢	同居・別居	勤務先・学校等	課税額
	本人				同居・別居		円
					同居・別居		円
					同居・別居		円
					同居・別居		円
					同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、保育士修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ			実印	性別	申請者との関係
	氏名				男・女	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		年齢 歳		
	住所	〒 一		電話番号 ()		
	勤務先等	名称				
	所在地	〒 一				
年収(税込額)	円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他			

※連帯保証人の押印は実印でお願いします。

※連帯保証人の直近の所得証明書または源泉徴収票(原本)、印鑑登録証明書を添付すること。

推 薦 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

電話 ()

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名



下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種 別	保 育 士
課程名	
入学年月日	平成・令和 年 月 日
卒業(修了)予定年月日	令和 年 月 日
学 年	第 学年
氏 名	
他奨学金・修学資金等 申請・借用の有無	無 ・ 有 申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 (奨・修学資金名)
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	
推薦順位	位 / 人中

第8号様式

修学資金等辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所
(電話)
氏名 印

私は、令和 年 月 日付けで承認された保育士修学資金等貸付を下記のとおり辞退します。

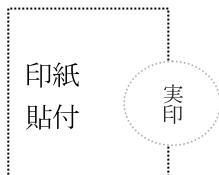
記

貸付番号	
辞退年月日	令和 年 月 日
辞退金額	円
辞退する理由	

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知と一緒に郵送)

見 本

第7号様式



修学資金等借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	H20-		
養成施設等の名称			
借受人の住所	〒 -		
フリガナ		実印	生年月日
借受人氏名		実印	昭和・平成 年 月 日 (歳)

私は、借受人として次のとおり修学資金等貸付け決定通知を受けました。この資金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程等の規定に従い返還いたします。

借用期間	令和 年 月 から 令和 年 月 までの 箇月
修学資金	総額 円 (月額 円)
入学準備金	円
就職準備金	円
生活費加算	円
借用金額合計	円
返還方法	月賦・半年賦・一括

連帯保証人 住所 〒

借受人との関係

氏名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

法定代表人 住所 〒

借受人との関係

氏名

実印

※ 借受人・連帯保証人ともすべて実印で押印してください。

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知と一緒に郵送)

見 本

様式第3号

保育士修学資金等振込口座申込（変更）書

令和 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他()		
住所	〒 -		
フリガナ			生年月日
氏名	印	昭和・平成 年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり保育士修学資金等の振込口座を申し出（変更を申し出）ます。

振込先	金融機関等の 名 称	(金融機関等の名称)		(支店名称)	
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金			
	口座番号				
口座名義	(フリガナ)-----				

※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。
- 2 ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。
- 3 口座番号は左詰で記入してください。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し（名義人栏、口座番号、金融機関コード、店番号（3ケタ）がわかる部分）を添付してください。

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館3階

TEL:029-350-8366

FAX:029-244-4652

(平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)

※土日・祝及び年末年始は休みです。



<https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社協 保育士修学資金

検索

アクセス

■バス

JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉢田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車(乗車時間 約20分)。

■車

常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。

